

令和4年7月27日

治山林道課長

建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用について（通知）

このことについて、令和4年7月21日付け4高技管第173号で土木政策課長、技術管理課長から通知されています。

林業振興・環境部発注の森林土木工事においても、準用することとします。

なお、本通知に伴い、「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について（通知）」（平成20年7月1日付け20高治林第291号）、「請負代金額の減額変更を請求する場合における単品スライド条項の運用について」（平成21年2月19日付け20高治林第955号）は、廃止します。

記

適用

本通知日以降に請求が行われたもの。